

神戸市中小企業DXリーダー人材育成事業業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

神戸市中小企業DXリーダー人材育成事業業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務の目的

市内中小企業のDX推進を加速するため、経営課題を把握しプロジェクトを進行するビジネススキルやITスキルの習得講習、企業の状況に応じたテーマ別勉強会を通じて、企業内でDXを推進する役割を担うDXリーダー育成を支援する。

ここでいう、DXリーダーとは、企業内でDXを推進するプロジェクトリーダーとして、事業とテクノロジーを結びつける「翻訳者」となれる人材を言う。現場で起きている課題に気づき、さらにその解決策を発想し、それを社内で自ら実行できる人材の育成を目指す。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から、2025年3月31日まで

(4) 契約金額の上限

金3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) 中小企業の定義

本業務でいう「中小企業」とは、中小企業基本法上で定義される中小企業となる。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（市は受託者と協議のうえ、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。）なお、契約の締結に際し、万が一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

原則、業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙（委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約中の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等から暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた時には、契約の解除を行う。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 当該委託業務に関する目的の達成、計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要な資格、組織、人員、設備等を有していること。
- (2) 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を本市との間で直接契約等できる団体であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は再生手続中でないこと。
- (6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱(平成6年6月15日市長決定)による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (10) この契約の履行に関し、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」(いずれも神戸市ホームページに掲載)を遵守すること。
- (11) 複数の事業者等により共同体を構成する場合、構成員のうち一社以上が上記(1)の要件を満たし、かつ、全ての構成員が(2)～(10)に掲げる要件をすべて満たしていること。
※ なお、企画提案書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認められない。
※ 神戸市との連絡調整は、代表事業者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表事業者の名義で行うこと。
- (12) 受託者は、業務の再委託を行う場合は、事前に、本市に対し書面による承諾を得る必要がある。また、地元企業の活用に取り組むとともに、「再委託先を必要とする場合には可能な限り地元企業に発注するように配慮すること。

5 スケジュール

- (1) 公募要領等の公表 : 2024年7月2日(火曜)
- (2) 参加申請及び質問期限 : 2024年7月17日(水曜)17時まで(必着)
- (3) 質問への回答 : 2024年7月24日(水曜)(予定)
- (4) 企画提案書の提出期限 : 2024年8月15日(木曜)17時まで(必着)
- (5) 事業者選定委員会の開催 : 2024年8月19日(月曜)午後(予定)
- (6) 委託候補者の決定 : 2024年8月21日(水曜)(予定)
- (7) 契約締結 : 2024年8月22日(木曜)(予定)

6 参加申請等の手続き

(1) 各書類の公表・提出場所

①公表日

2024年7月2日（火曜）

②公表場所

神戸市ホームページに掲載（「事業者の募集」ページからダウンロードが可能）

③公表資料

ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）

イ) 業務委託仕様書

ウ) 応募様式（様式1号～3号）

エ) 契約書案（頭書及び委託契約約款）

(2) 参加申請書の提出

①提出期限

2024年7月17日（水曜）17時まで（必着）

②提出方法

Eメールにより神戸市経済観光局工業課宛に提出。

kogyoka@office.city.kobe.lg.jp

③提出書類

ア) 参加申請書兼質問書（様式1）

イ) 会社概要・団体概要（設立趣旨、事業内容、事業実績等）（任意様式）

ウ) 登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明）及び納税証明書

※神戸市物品等競争入札参加資格を有しない場合のみ

※本業務に係る質問等に関しては、参加申請書を提出したすべての事業者に対して、2024年7月24日（水曜）までにEメールにて回答を予定している。

7 企画提案の手続き

(1) 提出方法及び提出期限

2024年8月15日（木曜）17時まで（必着）

(2) 提出方法

Eメールにより神戸市経済観光局工業課宛に提出

kogyoka@office.city.kobe.lg.jp

(3) 提出書類

①見積額調書（様式2）及びその明細書（任意様式）

②共同企業体結成届出書（様式3）

※複数の事業者等により構成される共同体での申請の場合のみ

③企画提案書「事業計画」 正本・副本

様式は任意とするが、提案内容を全体で20ページ以内（表紙・添付資料等含む）にまとめること。また表紙をつけて、各ページの下部にページ番号を付すこと。PDF形式で提出すること。なお、文字サイズは12ポイント以上とすること

【提案内容】

別紙「神戸市中小企業DXリーダー人材育成事業業務委託仕様書」を確認のうえ、提案事業者が考える事業計画（案）企画提案書として作成すること。

※企画提案書には以下のア～ケの内容について必ず記載すること

- ア) 神戸市の市内中小企業の現状を踏まえた分析や背景及びそのねらい
- イ) 社内DXプロジェクトを進める”プロジェクトリーダー“の育成に向けた研修会・勉強会
- ウ) 企業DXを進めるうえでのITスキルの習得に向けた研修会・勉強会
- エ) 参画企業のモチベーションを高めるコンソーシアム活動
- オ) 本業務運営の主となる講師を含めた活動者全般
- カ) 参画者の社内DXプロジェクトを進める“実践力”を研磨する具体的活動
- キ) 参画企業（中小企業）へのサポート内容と体制
- ク) 神戸市中小企業DXお助け隊事業との連動制
- ケ) 「7 事業KPIの設定」の目標を達成するための手法、考え方

※上記企画提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることのみ表明すること。なお、活用人材や講師については、想定段階のものを記載しても構わないが、提案の時点で先方に承諾を得たなど確約ができる者、現時点で想定段階の者との別を明記すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。

8 選定方法・結果の通知・契約

事業者選定にあたっては、事業者選定委員会において、提出された企画提案書等に基づく提案説明（プレゼンテーション）の内容を評価基準に基づいて審査し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。

ただし、評価点の合計が6割に達していない場合、委託予定業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。なお、応募事業者が多数のときには、提出された企画提案書の内容をもとに事前選考を行う場合がある。その場合、事前選考の結果については、別途通知する。また、委託事業予定者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。なお、協議が整わない場合は、選定委員会の評価点において次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。

委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反したこと等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(1) 事業者選定委員会（プレゼンテーション審査）

①日時：2024年8月19日（月曜）午後予定

※詳細及び日時の変更等の連絡については、参加申請者に別途通知

②場所：三宮ビル東館（神戸市中央区御幸通6-1-12）

③内容：企画提案書によるプレゼンテーション（説明は15～20分程度、質疑応答は別途）

※原則、対面式（オフライン）での審査会とする。ただし、社会情勢を鑑みて、内容を変更する場合がある。その際は、事前連絡するものとする。

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※選定委員会における参加人数は1団体につき、4名までとする。

※説明の際は、審査会場に用意するモニター（HDMI 接続端子）に投影すること。

※事前に提出のあった企画提案書により説明を行うこと。

④選定基準：別添「選定基準」のとおり

⑤その他：応募者が多数の場合は、事前に書面審査を行い、審査を通過した応募者に対してのみプレゼンテーション審査を行う。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

①他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

②委託候補選定終了までの間に、他の応募者に対し企画提案の内容を意図的に開示すること

③提出書類に虚偽の記載を行うこと

④その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと

⑤企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき

⑥見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

(3) 選定結果の通知・公表

①選定結果は、決定後速やかに全ての応募者に通知し、その後、本市ホームページで公表する。

②応募者は審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、委託事業者に選定されなかった理由について、書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については、原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

9 その他

(1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず、返却しない。

(3) 提出された提案書は、本市が提出者に無断で使用することはない。

(4) 企画提案者の著作権は提案者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、意匠権、商標その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が追う。

(5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。

(6) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

(7) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

10 問い合わせ先

神戸市経済観光局工業課 担当：正木・加藤

電話：078-984-0340

電子メールアドレス：kogyoka@office.city.kobe.lg.jp

神戸市中小企業DXリーダー人材育成事業 選定基準

1. 算出方法について

見積額に基づく価格点と事業者選定委員会で審査される内容点をそれぞれ算出

$$\text{評価点 (100点)} = \text{内容点 (80点)} + \text{価格点 (10点)}$$

※上記に、地元企業の得点 (10点満点)を加えた100点を満点とする。

2. 内容点について

内容点は、総合得点100点のうち80点満点とし、下記項目の審査を行う。

審査項目	内容	配点
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の事業計画（案）が本事業の目的と合致し、本事業の目的達成のため効果的な提案となっているのか。 ・中小企業向け事業として、市内中小企業の実態に即した内容となっているか。また、中小企業の声や実例を盛り込んだ内容となっているか。 ・講師陣の専門性や実務経験が豊富か。 	40点
計画性・ 実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・計画は具体的かつ合理的で、実現可能性が高いものか。 ・本市と連携して、柔軟に対応しながら進めるのに、最適なスケジュールになっているか。 	10点
実績	<p>これまでに十分な中小企業向けの事業実績を有しているか。また、それらの実績を踏まえた提案内容となっているか。</p>	15点
実施体制	<p>本業務の目的を達成するために必要な人員や体制を有しており、その確保方法が具体的であるか。また、その人員が業務の目的を達成するために十分なものか。</p>	15点
内容点・合計		80点

3. 価格点について

価格点は、総合点100点満点のうち10点満点とし、以下の式によって事務局が算出する。なお、小数点以下第1位を四捨五入した価格点を算出する。

$$\text{価格点 (10点満点)} = 10 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$$

4. 地元企業に対する優先的扱いについて

- ①地元企業（提案者の本社所在地が神戸市内）の場合 10点
- ②準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある）の場合 5点

※共同企業体で参加する場合は、構成員となる企業すべての本社所在地にて判断をし、その平均点（小数点以下第1位は四捨五入）を加算する。

- 例) 地元企業×地元企業 → $(10点+10点) \div 2 = 10点$
- 地元企業×準地元企業 → $(10点+ 5点) \div 2 = 8点$
- 準地元企業×市外企業 → $(5点+ 0点) \div 2 = 3点$

5. その他

評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち「1. 事業目的達成に向けた提案・工夫・準備」の点数が最も高い事業者を契約の相手方の候補者とする。